



高齢者虐待防止のための指針

訪問看護ステーションすまいる

江東区南砂7-4-6-203

【虐待防止のための指針・マニュアルの項目】

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方
2. 高齢者虐待の定義
3. 虐待防止委員会の設置及び組織に関する事項
4. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
5. 虐待等防止に関する責務等
6. 虐待の早期発見等への対応
7. 成年後見制度の利用支援
8. 虐待等に係る苦情解決方法
9. 職員等が留意すべき事項
10. 本指針の閲覧について

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方

訪問看護ステーションすまいる(以下「事業所」という)では、利用者への虐待は、人権損害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の発見を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 高齢者虐待の定義

(1)身体的虐待

暴力行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。(蹴る、殴る、たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等)

(2)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。(性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌やDVDを見るように強いる、裸の写真や映像を撮る等)

(3)心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと。(「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。成人の利用者を子供扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等)

(4)ネグレクト(介護・世話の放棄・放任)

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置、病気の看護を怠る、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等)

(5)経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。
(利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分)

3. 虐待防止委員会の設置及び組織に関する事項

虐待防止に関する責務等虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次の通り「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

- (1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。
- (2) 委員会の委員長は、管理者が務める。
- (3) 委員会の委員は、委員長が法人内より3～4人程度選出することとする。
- (4) 委員会は、年2回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。
- (5) 委員会の審議事項
 - 基本理念、行動規範等、職員への周知に関すること。
 - 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、定期的な研修（年1回以上）を実施するものとする。研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。研修実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

5. 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する総括は介護事業部総括管理者が行い責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

・担当地域の江東区長寿サポートセンター（江東区全21ヶ所、下記一覧参照）

または、江東区地域ケア推進課権利擁護係（江東区東陽4-11-28）

（区役所3階7番） [TEL:03-3647-4324](tel:03-3647-4324) FAX:03-3647-3165

江東区長寿サポートセンター一覧

センター名	所在地	電話番号	FAX 番号	担当地域	センター名	所在地	電話番号	FAX 番号	担当地域
白河	白河 3-4-3-201	5646-1541	3630-6598	常盤、新大橋、森下 1・2、三好 3・4、白河、高橋	亀戸北	亀戸 4-21-13	5626-0671	5626-0133	亀戸 3～5
海辺	海辺 12-13	3645-6761	3645-6781	千石、石島、千田、海辺、扇橋	亀戸東	亀戸 9-13-1	5875-3451	5875-3452	亀戸 7～9
住吉	住吉 1-9-5	3635-0646	3632-3617	森下 3～5、猿江、住吉、毛利	大島	大島 6-14-4-103	5628-0541	3638-4515	大島 3・5・6
平野	平野 1-2-3	5639-9121	3641-1522	清澄、平野、三好 1・2、佐賀、福住、深川、冬木、門前仲町、木場 3	大島西	大島 4-1-37	3636-9857	5628-5125	大島 1・2・4
古石場	古石場 2-14-1-101	3641-2801	5621-3545	永代、富岡、牡丹、古石場、越中島、木場 2	大島東	大島 9-6-16	5836-5301	3638-3585	大島 7～9
東陽	東陽 6-2-17	5665-4547	5606-8863	木場 4・5、東陽	北砂西	北砂 3-31-19	3615-4860	6388-9331	北砂 1～3・5
塩浜	塩浜 2-7-2	5617-6213	5617-6050	塩浜、潮見、木場 1・6	北砂東	東砂 4-20-17	5606-1744	5683-2440	北砂 6、東砂 1・2
豊洲	豊洲 2-2-18	5859-0566	5547-5400	豊洲、東雲、有明、青海、海の森	北砂南	北砂 7-7-1-101	6660-2050	6660-2070	北砂 4・7、南砂 4・5
枝川	枝川 1-8-15-101	5634-0158	5632-2036	枝川、辰巳	東砂	東砂 4-16-12	5857-8243	5857-8240	東砂 3～7
亀戸	亀戸 1-30-8	5627-2525	5858-8919	亀戸 1・2・6	南砂	南砂 2-3-5-102	3640-9851	3640-9920	南砂 1・2
					新砂	新砂 3-3-37	5653-1735	5632-3212	東砂 8、南砂 3・6・7、新砂、新木場、夢の島、若洲

6. 虐待の早期発見等への対応

(1)虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要です。なお。虐待とは利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から責任者は、利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めることが必要です。

(2)虐待発見時の早期対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任をはたすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また、行政に通報、相談することとします。さらには、発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓蒙等について、一層の徹底を図ることに努めることとします。

7. 成年後見制度の利用支援

入居者及び、その家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援することとします。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

ア、虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は、受け付けた内容を管理者に報告する。

イ、苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対応する。

エ、対応の結果は相談者に報告する。

9. 職員等が留意すべき事項

職員等は、当法人の基本理念及び行動規制に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとします。

虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そしてその後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要があります。

(1) 意識の重要性

- 常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- 職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛けること。
- 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

- 利用者との人間関係が構築されている(親しい間柄)と、独りよがり思い込みしないこと。
- 利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること。
- 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- 虐待(疑い)を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。
- 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織としては良好な職場環境を確保するための契機とする意識をもつとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。
- また、養護者が介護により心身共に負担があることから、その軽減をすることによって、家族が穏やかに過ごせる環境をつくることも目的としていることも認識すること。

10. 本指針の閲覧について

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるようにすると共に、当事業所のホームページでも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

附則

本指針は 2024 年 4 月 1 日より施行する